

第 8 章 環境保全のための措置の再検討

第8章 環境保全のための措置の再検討

8.1 環境保全措置の見直しに係る検討結果の概要

8.1.1 大気汚染

大気汚染に関する苦情等はなく、煙突排ガス濃度は適正に管理されており、また大気質調査結果は環境影響の判断基準を満足していた。また、環境保全措置及び環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-1～表 5.1-2、表 5.1-14～表 5.1-17 参照)

8.1.2 悪臭

悪臭に関する苦情等はなく、また悪臭調査結果は環境影響の判断基準を満足していた。また、環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-18～表 5.1-19 参照)

8.1.3 騒音

騒音に関する苦情等はなく、また工事時・供用時の騒音測定結果は、環境影響の判断基準を満足していた。また、工事実施状況に応じた仮囲い設置位置の見直しや要求事項を委託仕様書等への明記による工事車両及び廃棄物運搬車両の走行時の法定速度遵守等、実情に応じた実施方法の再検討を行ったうえで環境保全措置及び環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。なお、最終処分場第2期工事は予定していないため、最終処分場第2期工事時の廃棄物運搬車両の走行に係る環境保全措置の実施予定はない。(表 5.1-3～表 5.1-4、表 5.1-20、表 5.1-22 参照)

8.1.4 振動

振動に関する苦情等はなく、また工事時・供用時の振動測定結果は、環境影響の判断基準を満足していた。また、環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-21、表 5.1-24 参照)

8.1.5 空気振動（低周波音）

空気振動（低周波音）に関する苦情等はなく、また供用時の空気振動測定結果は、環境の影響の程度の判断基準を満足していた。また、環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-23 参照)

8.1.6 水質汚濁

水質汚濁に関する苦情等はなく、工事時・供用時の水質測定結果はすべて環境影響の判断基準を満足していた。また、環境保全措置及び環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-25～表 5.1-27 参照)

8.1.7 土壌汚染

土壌汚染に関する苦情等はなく、土壌測定結果は環境影響の程度の判断基準を満足できていたことから、また、環境保全措置及び環境配慮事項は適切に実施され、その効果が確認されていた

ことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-5、表 5.1-32～表 5.1-33 参照)

8.1.8 陸上植物

環境保全措置、環境配慮事項は実施され、保全すべき陸上植物種はすべての種で移植により保全が図られていたため、見直しの必要はないと考える。(表 5.1-6～表 5.1-7、表 5.1-34～表 5.1-36)

8.1.9 陸上動物

供用時のオオタカの施設への衝突防止対策及びフクロウのための「ほだ場」及び巣箱の設置を除き環境保全措置、環境配慮事項は適切に実施した。実施しなかったものについても専門家の確認を経て代替措置の実施等を行った。また、施設利用車両のヘッドライトがミゾゴイ営巣地方向を照射するおそれが認められたため、追加の遮光対策を実施した。

以上により、保全すべき陸上動物種の生息環境は保全または創出が図られているため、さらなる見直しの必要はないと考える。(表 5.1-8～表 5.1-12、表 5.1-37～表 5.1-43)

8.1.10 水生生物

環境保全措置、環境配慮事項は適切に実施され、保全すべき動物種の生息環境は保全されているため、影響は生じていないと判断する見直しの必要はないと考える。(表 5.1-13、表 5.1-44)

8.1.11 廃棄物・発生土

廃棄物・発生土に関する苦情等はなく、廃棄物の処理・処分及び環境保全措置は適切に実施していたことから見直しの必要はないと考える。(表 5.1-51～表 5.1-52)